

埼玉県公安委員会告示第177号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和2年10月26日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

1 講習に係る警備業務の区分及び講習の種別

法第2条第5項に規定する警備業務（以下「機械警備業務」という。）の取得講習（法第42条第2項に規定する機械警備業務管理者資格証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第12条第1項に規定する機械警備業務管理者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

2 講習の受講定員及び実施期日

講習の種別	受講定員	実施期日
機械警備業務 管理者講習	30人	令和2年12月22日（火）から12月25日（金）までの4日間

3 修了考査

令和2年12月25日（金）午後1時から午後2時40分までの間

4 講習及び修了考査実施場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

5 講習申込手続

(1) 申込方法

受講を希望する者は、必ず本人が埼玉県警察本部生活安全部保安課（受付専用電話048-834-7977）宛て事前申込みを行い、受理番号を取得すること（代理人による申込み及び受付専用電話以外での申込みは受け付けない。）。

(2) 申込日時

令和2年12月3日（木）午前9時30分から午後3時までの間（午後零時から午後1時までの間を除く。）とし、定員になり次第締め切る。

6 受講申込書等の提出

(1) 提出場所

埼玉県川越市大字木野目1267番地 1

一般社団法人埼玉県警備業協会総合センター

(2) 提出日時及び提出方法

令和 2 年12月10日（木）午前 9 時30分から午後 3 時までの間（午後零時から午後 1 時までの間を除く。）に前記(1)の提出場所において直接提出することとし、代理人、郵送等による提出及び事前申込みを行っていない者による提出は認めない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）（6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの）1 通

7 受講手数料の納付方法

受講申込書提出の際、受付で交付する手数料納付書に、39,000円相当額の埼玉県収入証紙（受講申込書の提出場所において購入可能）を貼付して納付すること。

なお、納付した受講手数料は理由のいかんを問わず還付しない。

8 講習実施時間等

(1) 受付日時

令和 2 年12月22日（火）午前 8 時30分から午前 8 時45分までの間

(2) 講習実施日時

実施日	講習時間
令和 2 年12月22日（火）	午前 9 時から午後 3 時30分までの間
令和 2 年12月23日（水）	午前 9 時から午後 4 時30分までの間
令和 2 年12月24日（木）	
令和 2 年12月25日（金）	午前10時から午前11時50分までの間

9 照会先

埼玉県警察本部生活安全部保安課（電話 048-832-0110 内線3203又は3204）